

Gard Insight

船舶保険契約における準拠法と裁判管轄の選択

こちらは、英文記事

「<http://www.gard.no/web/updates/content/20746591/choice-of-law-and-jurisdiction-in-hull-and-machinery-insurance-contracts>」(2014年9月19日付)の和訳です。

あらゆる保険契約には、通常、どの法律と裁判管轄が契約に適用されるかを定めた条項が含まれています。本稿は、特に船体保険契約の準拠法と裁判管轄の選択にあたり考慮すべき要素を説明します。

保険契約において準拠法と裁判管轄に注目することが重要とされる理由はいくつかあります。そのうちの一つは、標準的な船舶保険約款が特定の国または国々の法律を想定して起草されているということです。標準約款をそれ以外の国の法律と組み合わせた場合、当事者が当初意図していたのとは異なる解釈がなされるかもしれません。こうしたことは、被保険者や保険会社に不利益をもたらす可能性があります。



標準約款には、準拠法と裁判管轄に関する標準条項がすでに盛り込まれているものがあります。その一例が、2013年北欧海上保険通則(Nordic Marine Insurance Plan、以下 Nordic Plan という)であり、第1-4条に詳細な標準条項が盛り込まれています。米国協会船舶保険約款(American Institute Hull Clauses)(1977年6月2日)等の一般的に使用される他の約款には、準拠法と裁判管轄に関する標準条項がありません。

これは、契約の確実性、つまり、合意した内容が可能な限り実施されてほしいという両当事者の要望に関わる問題です。海上保険の持つ国際性という特徴を鑑みると、こうした問題が保険契約において明確に取り上げられていなかったり、十分に確認されていなかったりした場合には、制定法や国際条約によって望まない法律や裁判管轄が課されるような事態を生じかねません。

ある法制度上の標準約款と、異なる準拠法選択に関する条項との組み合わせ

何らかの理由により、標準約款を他の国の法制度の法律と組み合わせたい場合、その約款の文言の解釈方法に関する表現を盛り込むことが望ましいでしょう。そのため、ロンドン市場では、「外国の」標準約款が英国の法律および裁判管轄権と組み合わせられている場合には、通常、下記の Institute Bridging Clause(協会ブリッジング条項)(第302条)が使用されます。

Insofar as this insurance is subject to standard foreign clauses, plans or codes, these shall be given the same construction as they are given in the market to which they belong.

Save for such construction, this insurance shall be subject to English law and practice and to the exclusive jurisdiction of the English Courts.

本保険に標準的な外国の約款、プランまたは規約が適用される場合、その属する市場において付与されている解釈と同一の解釈が付与されるものとする。そのような解釈を除き、本保険には、英国の法律および慣行が適用されるものとし、英国裁判所の専属管轄権に服するものとする。

この条項の効果として、英国裁判所は、標準約款の特定の文言を解釈するにあたり、まず、その約款が由来する法律に従った場合にはどのように解釈されるかに注目し、同法に明確な拠り所が見つけられない場合に限って、英国の法律と慣行に目を向けます。この条項を用いることで、裁判所が該当する文言を新たに解釈した上で判決を下すような状況を回避し、契約の確実性の確保が図れることとなります。また、必ずしも法律によって求められていない慣行を誤って解釈されないように、契約の中に、確立している慣行への言及を盛り込むことも望ましいといえるかもしれません。

北欧海上保険通則に関する特別の考慮事項

他の多くの約款とは異なり、Nordic Plan は、北欧諸国（フィンランド、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー）の船主協会と、北欧海上保険連合とが共同で発行した合意文書です。北欧諸国の法律では、合意文書は、当事者の意図に従って解釈されることとなります。Nordic Plan に関する当事者の意図は、包括的な注解として公表されます。北欧諸国以外の国々では、同じように Nordic Plan を合意文書と認めない場合もありますので、保険契約では注解への言及も含めることが望ましいといえます。これにより、契約当事者は、北欧の船主と保険会社の意図を確実に守ることができます。当事者の意図を変更することが望ましい場合には、保険契約で具体的に対処する必要があります。

上記の問題のいくつかを取り上げた準拠法・裁判管轄に関する条項の一例を下記に示します。

This insurance shall be governed by and construed in accordance with the law of England and Wales and each party agrees to submit to the exclusive jurisdiction of the courts of England and Wales. The provisions of the Nordic Marine Insurance Plan shall, however, be interpreted in accordance with its Commentary and Norwegian Marine Insurance Practice.

Subject to the provisions of the Institute Bridging Clause (Clause 302).

この保険は、イングランド・ウェールズ法に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、また、各当事者は、イングランド・ウェールズ法の専属管轄権に服することに合意する。ただし、Nordic Plan の条項は、その注解およびノルウェー海上保険慣行 (Commentary and Norwegian Marine Insurance Practice) に従って解釈されるものとする。

協会ブリッジング条項(第 302 条)の規定による。

仲裁

仲裁は、準拠法と裁判管轄の選択と密接な関係があり、準拠法、裁判管轄、仲裁を共通の条項で取り扱うことは珍しいことではなく、望ましいものです。冗長で費用のかかる裁判手続きを回避する目的で、仲裁条項が保険契約に盛り込まれることが一般的です。仲裁条項では、すべての紛争を仲裁によって解決することや、仲裁を最終的なものにするか、不服申し立て可能にするかを定めます。Nordic Plan の第 5-5 条は、保険が Nordic Plan に基づいており、保険会社によるクレームの査定に関する紛争が生じた場合、裁判所への提起に先立ち、北欧海損精算人にその査定を付託して、意見を求めることができると定めています。この場合、北欧海損精算人は、紛争対象となった査定に関する「拘束力のない仲裁人」の役割を担うこととなります。以下にその一例を示します。

Law, jurisdiction and arbitration clause

The legal relationship between the Insurer and the Assured shall be governed by German law also applying the Nordic Marine Insurance Plan (NMIP) in its original form or as amended by the policy document; the commentary to NMIP and Norwegian marine insurance practice.

All disputes arising out of or in connection with this insurance Policy or concerning its validity shall be finally settled by arbitration in Hamburg, Germany, in accordance with the Arbitration Rules of the German Maritime Arbitration Association in effect on the date of commencement of arbitration proceedings. The Assured(s) and the Insurer(s) shall each appoint one arbitrator. The arbitrators shall have professional knowledge of international marine insurance law and practice. The Arbitration proceedings shall be conducted in the English language.

Notwithstanding the above, in case of disputes concerning adjustment of a claim, the assured as well as the insurer may demand that the adjustment be submitted to a Nordic Average Adjuster for his opinion prior to arbitration. The rules of the Nordic Plan's Cl. 5-5 shall apply accordingly.

準拠法、裁判管轄および仲裁に関する条項

保険会社と被保険者との法的関係は、ドイツ法に準拠する、また、Nordic Plan もその当初の内容、または保険契約文書による(Nordic Plan とノルウェー海上保険慣行への注釈という形での)修正の形で適用する。

この保険契約に起因もしくは関連するか、またはその有効性に関するすべての紛争は、仲裁手続きの開始日に有効なドイツ海事仲裁協会の仲裁規則に従って、ドイツのハンブルクにおける仲裁によって最終的に解決するものとする。被保険者と保険会社は仲裁人をそれぞれ 1 名ずつ選任するものとする。仲裁人は、国際海上保険法および慣行に関する専門知識を有しているものとする。仲裁手続きは、英語で行われるものとする。

上記の定めにかかわらず、クレームの査定に関する紛争の場合、被保険者および保険会社は、仲裁に先立ち、その査定を北欧海損精算人に提出してその意見を求めることを要求することができる。したがって、北欧通則の第 5-5 条の原則が適用されるものとする。

保険契約に適用される法律とは異なる法域を仲裁地とする旨を合意した場合、仲裁契約に適用する準拠法の選択を明示的に行うよう注意する必要があります。仲裁契約は、基礎となる契約と同じ法律に基づく必要はありませんが、不確実さを回避するために明記する必要があります。⁵ 上記の例のように、仲裁契約が標準的な仲裁ルールに言及している場合、当該ルールには、通常、準拠法の選択に関する標準的なルールが盛り込まれています。

まとめ

保険契約にどの法律と裁判管轄を適用するかを検討し、その内容を保険契約に明示しておくことが望まれます。一般的には、契約の確実性を確保するという観点から、選択された標準約款が由来する法律を選択することが推奨されます。そうでない場合、標準約款の解釈方法に関する条項を盛り込むことを考慮したほうがよいでしょう。Nordic Plan を選択する場合に、当事者が第 1 条ないし第 4 条の標準条項に従うことを望まないときは、ノルウェー海上保険慣行に従って適用される Nordic Plan とその注解に言及する必要があります。ただし、それ以外の場合には、当事者が合意した国の法律と専属管轄に服するものとします。契約の準拠法と裁判管轄を選択することによって、当事者は、こうした問題をめぐる訴訟に余計な時間と費用を費やさずすむようになるとともに、異なる法制度の法律の相違によって生じる不確実性を回避できるようになります。

この Gard Insight の記事に関するご質問やご意見は、[Gard Editorial Team](#) または [ガードジャパン株式会社](#) までご連絡ください。

⁵ Sulamerica Cia Nacional De Seguros SA 対 Enesa Engenharia SA 事件(Sulamerica Cia Nacional De Seguros SA v Enesa Engenharia SA) [2012] EWCA Civ 638.

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。
本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されています。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であるとは限りません。であるとはであることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。